

入札期日	工事番号	着手年月日	予定価格(税込)	(落札者)	(落札金額)
工種	工事名	完成年月日	契約金額(税込)	入札者	入札金額(税抜)
入札方法	工事箇所	低入札価格(税抜)		〃	〃
低入札調査	工事概要			〃	〃
契約者名	契約者所在地			〃	〃
指名基準等					
R1.10.10	T-15	R1.10.11	2,178,000	(有)和田興業	1,950,000
解体	向陽住宅解体工事	R1.11.29	2,145,000	(株)現代	1,960,000
指名競争入札	小坂字上谷地46-1		1,782,000	小坂建設(株)	1,970,000
代表取締役	1号棟解体(木造平屋建(西側)、延床面積49.6㎡) 3号棟解体(木造平屋建(北側)、延床面積49.6㎡) 北側小屋解体			(株)タナックス	1,970,000
和田 利夫	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字渡ノ羽14番地1			(有)東北エンジニアリングサービス	1,970,000
小坂町建設工事入札制度要綱第5条に規定する、等級格付名簿登載者の中から、同要綱第14条に基づき指名者を決定。					
R1.10.10	T-16	R1.10.11	1,474,000	(有)東北エンジニアリングサービス	1,300,000
解体	七滝住宅解体工事	R1.11.29	1,430,000	(株)現代	1,320,000
指名競争入札	荒谷字上ノ平41-1		1,206,000	小坂建設(株)	1,330,000
代表取締役	1号棟解体(木造平屋建、延床面積64.8㎡)			(株)タナックス	1,330,000
松江 一	秋田県鹿角郡小坂町大地字上村12番地			(有)和田興業	1,340,000
小坂町建設工事入札制度要綱第5条に規定する、等級格付名簿登載者の中から、同要綱第14条に基づき指名者を決定。					
R1.10.24	N-14	R1.10.25	4,921,400	大館桂工業(株)	4,350,000
電気通信	マンホールポンプ場監視通信装置設置工事	R2.1.24	4,785,000	奥羽電気設備(株)	4,380,000
指名競争入札	小坂鉦山字尾樽部地内ほか5箇所		4,026,000	三光テクノ(株)	4,400,000
代表取締役	マンホールポンプ監視通報装置設置 6箇所			(株)国成電気工事	4,430,000
中田 直文	秋田県大館市御成町三丁目7番17号				
小坂町建設工事入札制度要綱第5条に規定する、等級格付名簿登載者の中から、同要綱第14条に基づき指名者を決定。					
R1.10.24	N-5	R1.10.25	32,203,600	(株)タナックス	28,850,000
一般土木	下水道管渠工事(R1万谷第三工区)	R2.3.25	31,735,000	小坂建設(株)	28,900,000
指名競争入札	荒谷字万谷地内		25,801,000	(株)柳沢建設	28,980,000
代表取締役	汚水管渠φ150 L=193.70m、小口径推進φ200 L=16.0m、 マンホール N=5基、舗装復旧 A=403㎡			(株)石川組	29,000,000
葛西 秀正	秋田県鹿角郡小坂町小坂字五十刈5番地3				
小坂町建設工事入札制度要綱第5条に規定する、等級格付名簿登載者の中から、同要綱第14条に基づき指名者を決定。					
R1.10.24	S50	R1.10.25	21,568,800	(株)タナックス	19,300,000
一般土木	下水道管渠工事(R1万谷第四工区)	R2.3.25	21,230,000	小坂建設(株)	19,350,000
指名競争入札	荒谷字万谷地内		17,188,000	(株)柳沢建設	19,380,000
代表取締役	汚水管渠φ150 L=150m、マンホール5基、舗装復旧A=654㎡、付帯工1式			(株)石川組	19,400,000
葛西 秀正	秋田県鹿角郡小坂町小坂字五十刈5番地3				
小坂町建設工事入札制度要綱第5条に規定する、等級格付名簿登載者の中から、同要綱第14条に基づき指名者を決定。					
R1.10.24	N-15	R1.10.25	4,664,000	(株)イトウ建材店	4,030,000
一般塗装	大上橋補修工事	R1.12.25	4,433,000	(株)タナックス	4,150,000
指名競争入札	小坂字大生手地内		3,651,000	(株)エッグペイント	4,154,000
代表取締役	橋梁塗装 A=23㎡、支承塗装 10箇所、足場工 1式			鹿角塗装(株)	4,210,000
池田 拓世	秋田県鹿角市十和田毛馬内字城ノ下74番地10			小坂建設(株)	4,220,000
小坂町建設工事入札制度要綱第5条に規定する、等級格付名簿登載者の中から、同要綱第14条に基づき指名者を決定。					
R1.10.24	K-9	R1.10.25	6,281,000	(株)タナックス	5,600,000
一般土木	R1レールパーク枕木交換工事	R2.1.25	6,160,000	小坂建設(株)	5,650,000
指名競争入札	小坂鉦山字古館地内		5,139,000	(有)和田興業	5,650,000
代表取締役	並マクラギ交換工事 1式			(有)東北エンジニアリングサービス	5,670,000
葛西 秀正	秋田県鹿角郡小坂町小坂字五十刈5番地3			(有)さいとう重機	5,680,000
小坂町建設工事入札制度要綱第5条に規定する、等級格付名簿登載者の中から、同要綱第14条に基づき指名者を決定。					

入札期日	工事番号	着手年月日	予定価格(税込)	(落札者)	(落札金額)
工種	工事名	完成年月日	契約金額(税込)	入札者	入札金額(税抜)
入札方法	工事箇所	低入札価格(税抜)	〃	〃	〃
低入札調査	工事概要	〃	〃	〃	〃
契約者名	契約者所在地	〃	〃	〃	〃
指名基準等					
R1.10.24	S46	R1.10.29	3,300,000	熊谷施設工業(株)	2,958,000
給排水暖冷房衛生	チャイムクリーントイレ改修工事	R2.3.19	3,253,800	大館桂工業(株)	2,970,000
指名競争入札	小坂字砂森地内		2,700,000	(有)小坂水道	2,972,000
	トイレ改修工事1式、付帯工1式			ハタリキ(株)	2,975,000
代表取締役				(株)巽工業所	2,980,000
熊谷 壮志	秋田県大館市水門町4-2			(株)イトウ建材店	2,985,000
小坂町建設工事入札制度要綱第5条に規定する、等級格付名簿登載者の中から、同要綱第14条に基づき指名者を決定。					
R1.10.24	S51	R1.10.29	3,993,000	熊谷施設工業(株)	3,548,000
機械器具設置	大稲坪マンホールポンプ改修工事	R2.3.19	3,902,800	大館桂工業(株)	3,580,000
指名競争入札	小坂字岩沢平地内		3,179,000	(株)巽工業所	3,585,000
	水中ポンプ更新2基、投げ込み式水位計更新1式				
代表取締役					
熊谷 壮志	秋田県大館市水門町4-2				
小坂町建設工事入札制度要綱第5条に規定する、等級格付名簿登載者の中から、同要綱第14条に基づき指名者を決定。					
R1.12.4	T-12	R1.12.5	39,072,000	(株)タナックス	35,000,000
建築一式	小坂町交流センター「体育館」防災機能強化工事	R2.2.28	38,500,000	小坂建設(株)	35,170,000
指名競争入札	小坂字砂森7-1		31,968,000	(株)柳沢建設	35,200,000
	①防災機能強化工事 ・アリーナ既存システム天井撤去、照明器具落下防止措置、バスケツ装置更新 ②照明LED改修他工事 ・2階観覧通路腰窓フィルム貼り、手すり塗装、縦樋補修、照明LED化			(株)石川組	35,250,000
代表取締役					
葛西 秀正	秋田県鹿角郡小坂町小坂字五十刈5番地3				
小坂町建設工事入札制度要綱第5条に規定する、等級格付名簿登載者の中から、同要綱第14条に基づき指名者を決定。					
R1.12.4	K-8	R1.12.5	2,761,000	(株)現代	2,450,000
解体	十和田出張所解体工事	R2.3.25	2,695,000	小坂建設(株)	2,480,000
指名競争入札	十和田湖字生出地内		2,259,000	(有)東北エンジニアリングサービス	2,490,000
	建物解体 A=141㎡			(株)タナックス	2,500,000
代表取締役				(有)和田興業	2,500,000
小笠原 健一	秋田県鹿角郡小坂町荒谷字手紙沢54番地63				
小坂町建設工事入札制度要綱第5条に規定する、等級格付名簿登載者の中から、同要綱第14条に基づき指名者を決定。					
R1.12.4	S62	R1.12.5	8,255,500	(有)和田興業	7,380,000
一般土木	下水道管渠工事(R1万谷単独工区)	R2.3.24	8,118,000	(有)さいとう重機	7,410,000
指名競争入札	荒谷字万谷地内		6,514,000	(有)東北エンジニアリングサービス	7,420,000
	汚水管渠φ150 L=122.7m、マンホール3基、公共ます4箇所、舗装復旧 A=96.0㎡				
代表取締役					
和田 利夫	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字渡ノ羽14番地1				
小坂町建設工事入札制度要綱第5条に規定する、等級格付名簿登載者の中から、同要綱第14条に基づき指名者を決定。					